

マンガで分かる!

油断が生んだ、

電子帳簿保存法の

“不完全”対応

経理が不安になりがちな要素をまとめました!



時生商事

電子帳簿保存法の改正に伴い
自社の対応状況を確認する
ために集まった経理部

それでは会議を
始めようか

これまでの改正を
振り返ってみて
どうだったかい？

いろいろ大変な
こともありましたか…

電子取引数の把握
書類の閲覧権限整備

田中
入社して2年目
日々経理業務に研鑽を積む

部長
時生商事の経理部長
部を盛り上げるムードメーカー

結果的には
ペーパーレス化に
繋がりましたね

先輩
しっかり者で頼られる存在
影の権力者との噂も

皆、通常業務と並行して
よく頑張ってくれた

これで我が社の
体制は万全！
税務調査も
どんとこいだ！

天才

はっはっはっ



まだ気を抜くのは早いですよ？

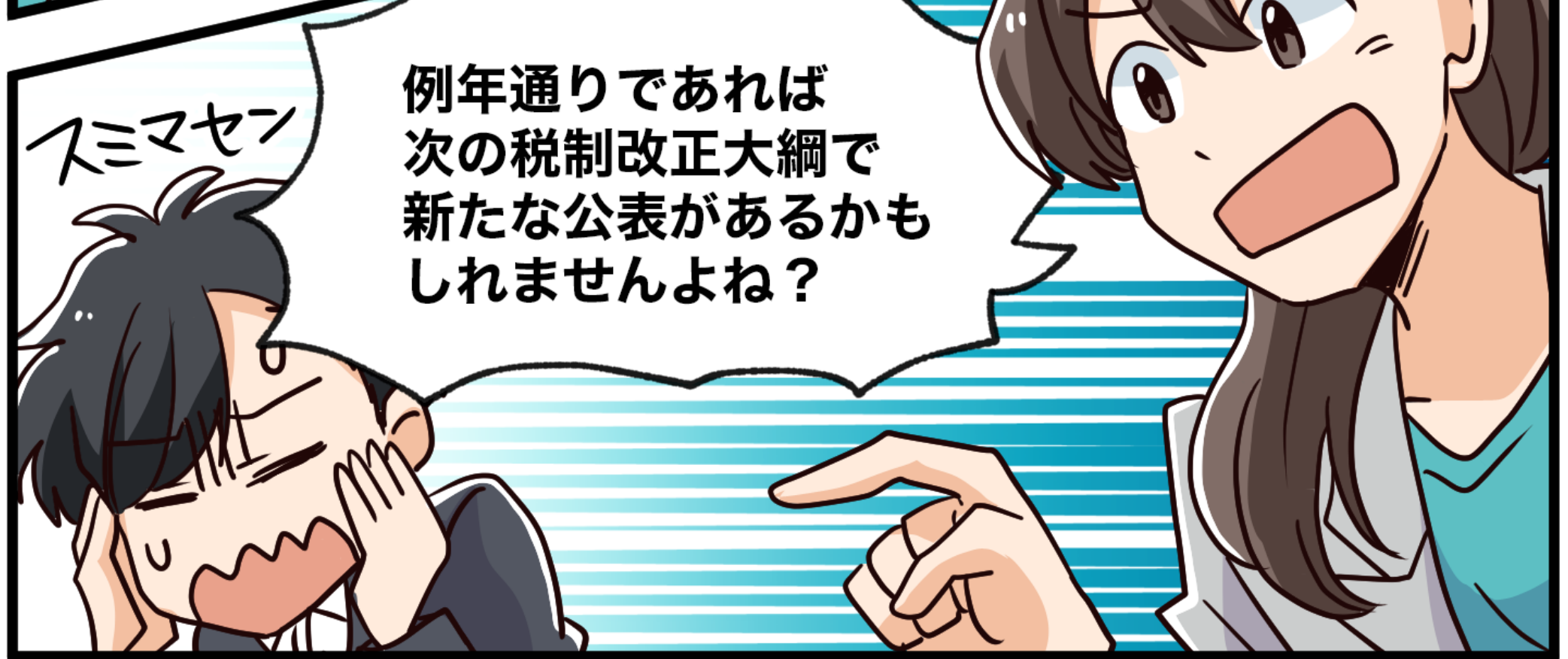
何のために集まったと思っ
ているんですか…



一応対応できている
とは言えるものの

決算対応やインボイス制度
と重なってちゃんと
見直せてないのでは？

ヒ
ッ
ッ
ッ



すみません

例年通りであれば
次の税制改正大綱で
新たな公表があるかも
しれませんよね？



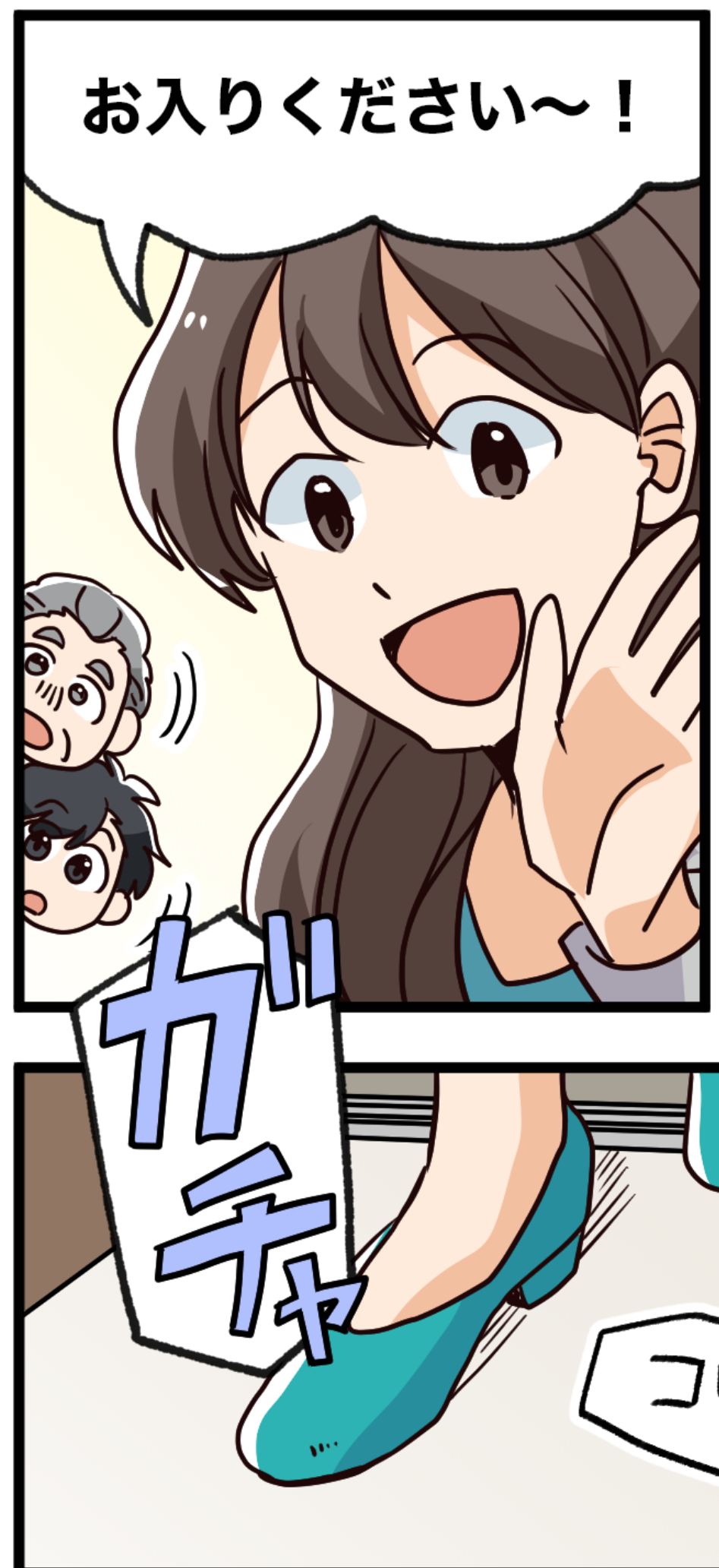
完全に安心できる
とは言い難い状況

だからこそ今日
集まったんですから…

全く…

私だけでは苦勞する
かと思い今回は
あの方をお呼びしています

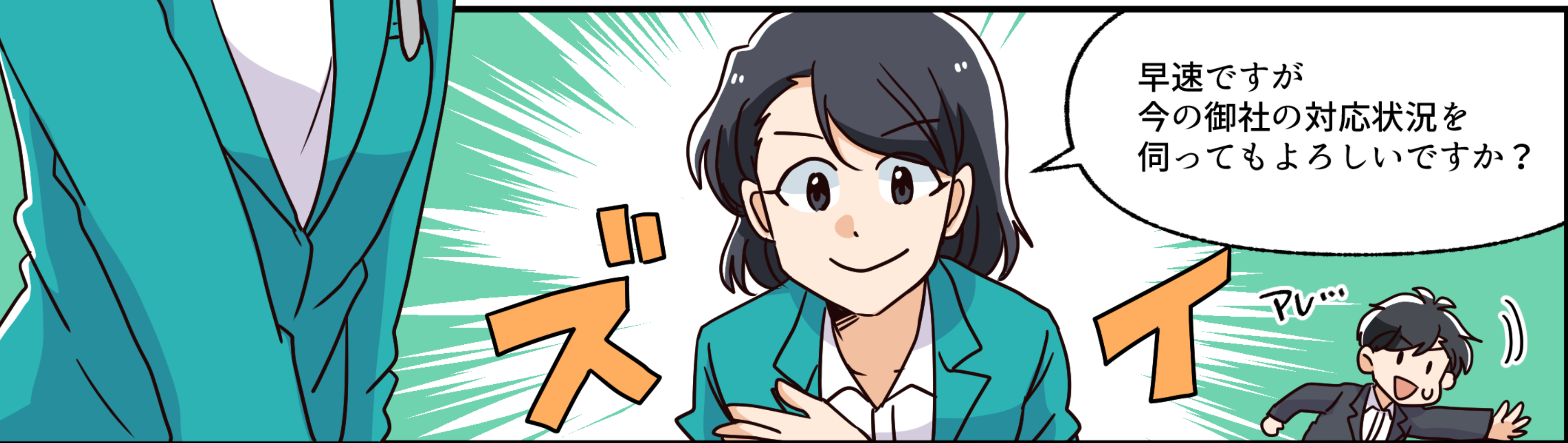
あの方…



お入りください～！

ガッ
チャ

ゴッ…



現在は訂正削除の防止に関する事務処理規程を策定し索引簿方式で自社対応する方針です

のりきり

訂正削除の防止に関する事務処理規程

索引簿				
連番	日付	金額	取引先	備考
①	20210131	110000	御黒崎システムズ	請求書
②	20210210	330000	齊藤テクノス株	注文書
③	20210228	330000	齊藤テクノス株	領収書
④				
⑤				
⑥				

事務処理規程 索引簿方式

なによりコストもかからないしな！

HA HA HA

¥



なるほど…

しかし事務処理規程の運用は**注意すべき点**もありますよ？

作成した規程が**実行可能**かどうかは必要に応じて**見直して**いく必要があります

また、**訂正・削除**を行う際の**手順**※を他部署や新入社員に**周知**していくことも必要です

取引情報訂正・削除申請書

下記の電子取引の取引情報について、訂正・削除の必要が生じたため申請いたします。

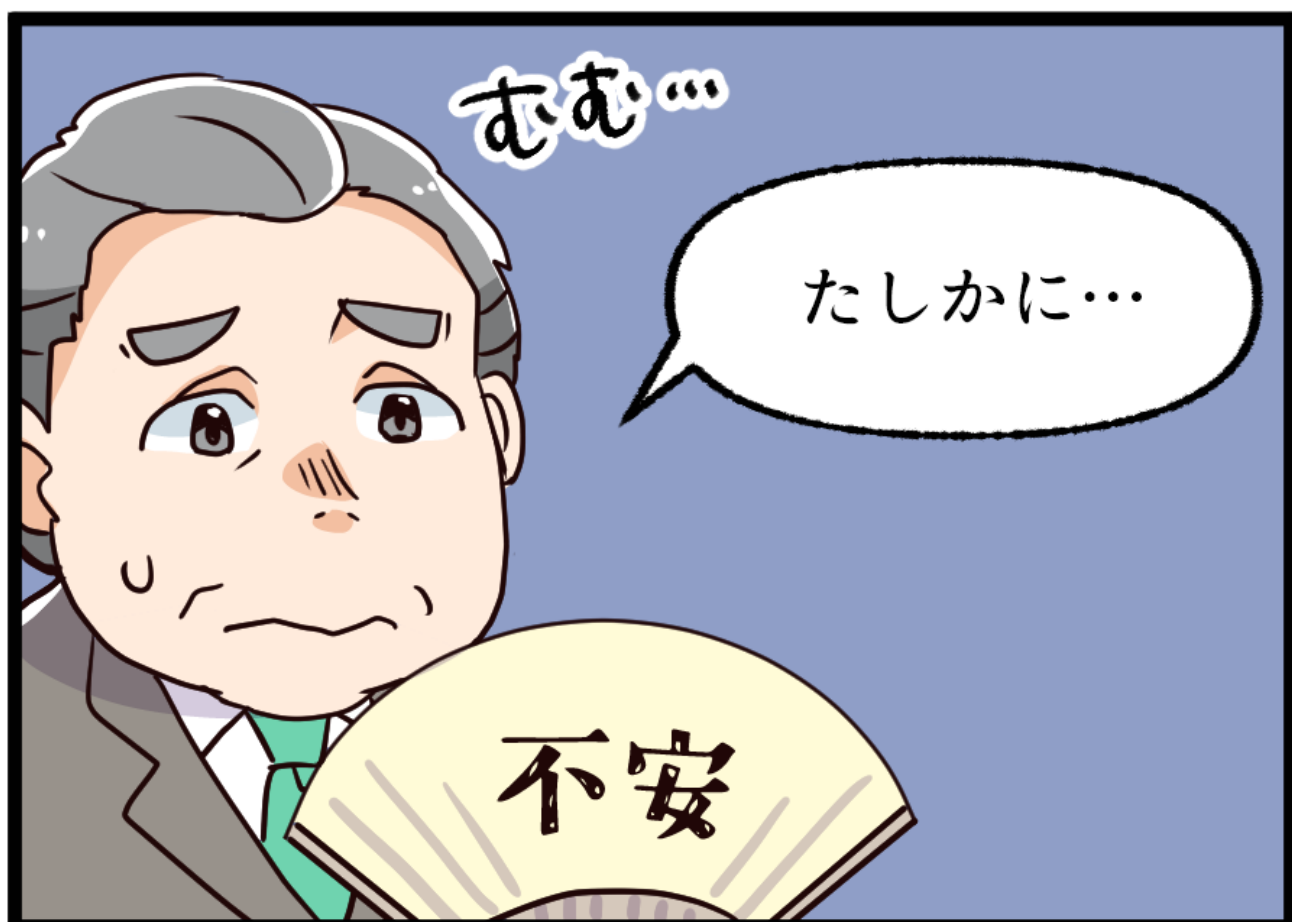
申請日	2023年11月30日
申請者氏名	遠藤 あや
対象ファイル 保存場所	「共有サーバー」-「見積書」-「(株)黒崎システムズ」
対象ファイル 名称	20231031(株)黒崎システムズ 見積書
取引先名	株式会社黒崎システムズ
訂正・削除日付	2023年10月31日
申請処理	訂正・ 削除
訂正・削除理由	2023年10月31日に受領した株式会社黒崎システムズの見積書について、誤って他社の見積書データを保存していたため、削除をお願いいたします。 訂正・見積書データが修正済み

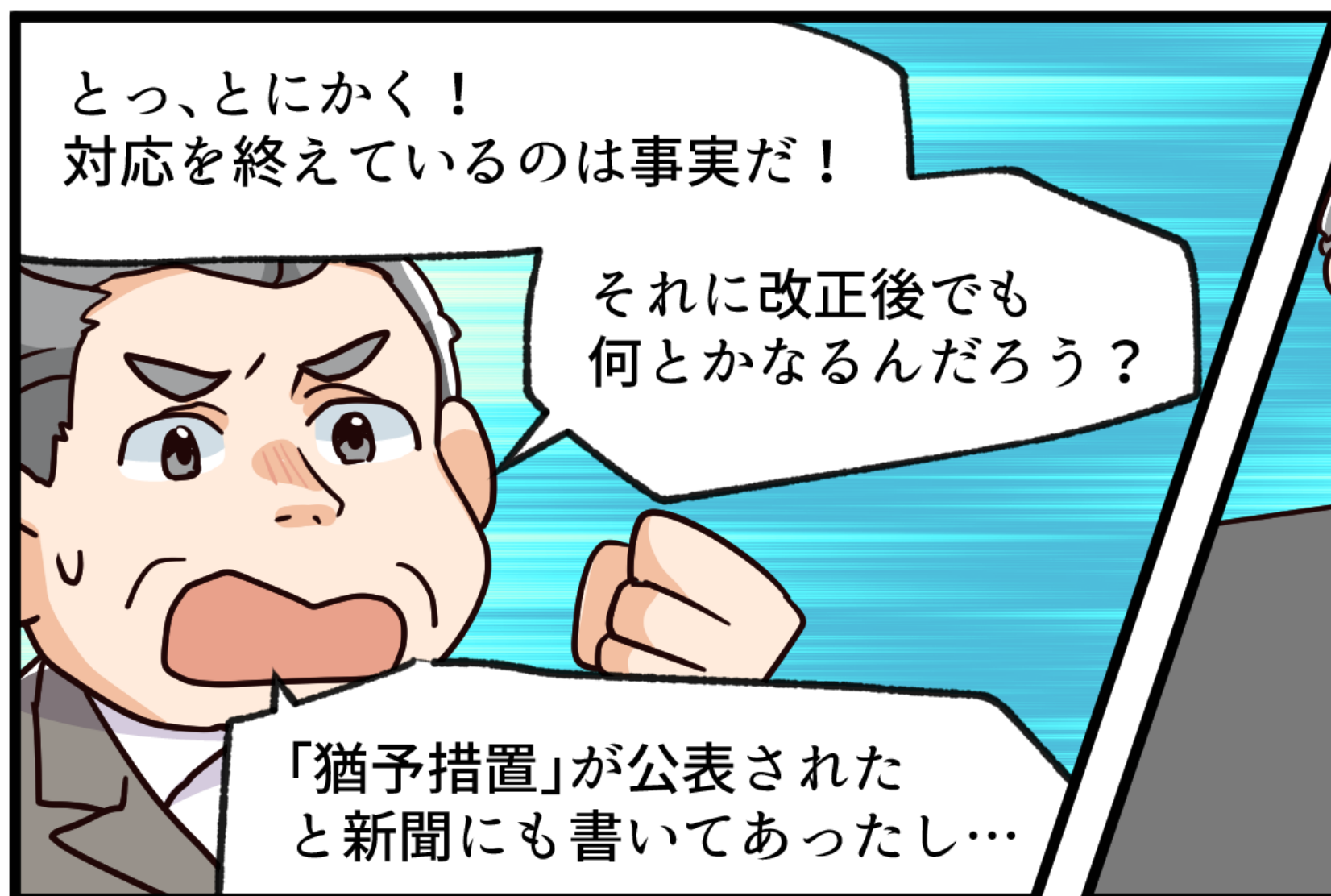


記録が大変

周知が大事

※取引情報ごとの訂正削除理由の記録、承認行為の正当性を担保する必要がある等。





とっ、とにかく！
対応を終えているのは事実だ！

それに改正後でも
何とかなるんだろう？

「猶予措置」が公表された
と新聞にも書いてあったし…



そうだよなあ？
田中あ！

はい！
2023年6月には
猶予に必要な「相当の理由」も
明らかになっていました！



ははは

まあ
なんとかかな…

その判断は危険です！

相当かどうかは「資金繰り」
「人手不足」等の理由から
所轄の税務署長により判断
されるので、経営者の信条
といった理由は認められません！

ズ

システム等や
社内ワークフローの整備が
整っている場合は認められ
ない可能性が高いです！

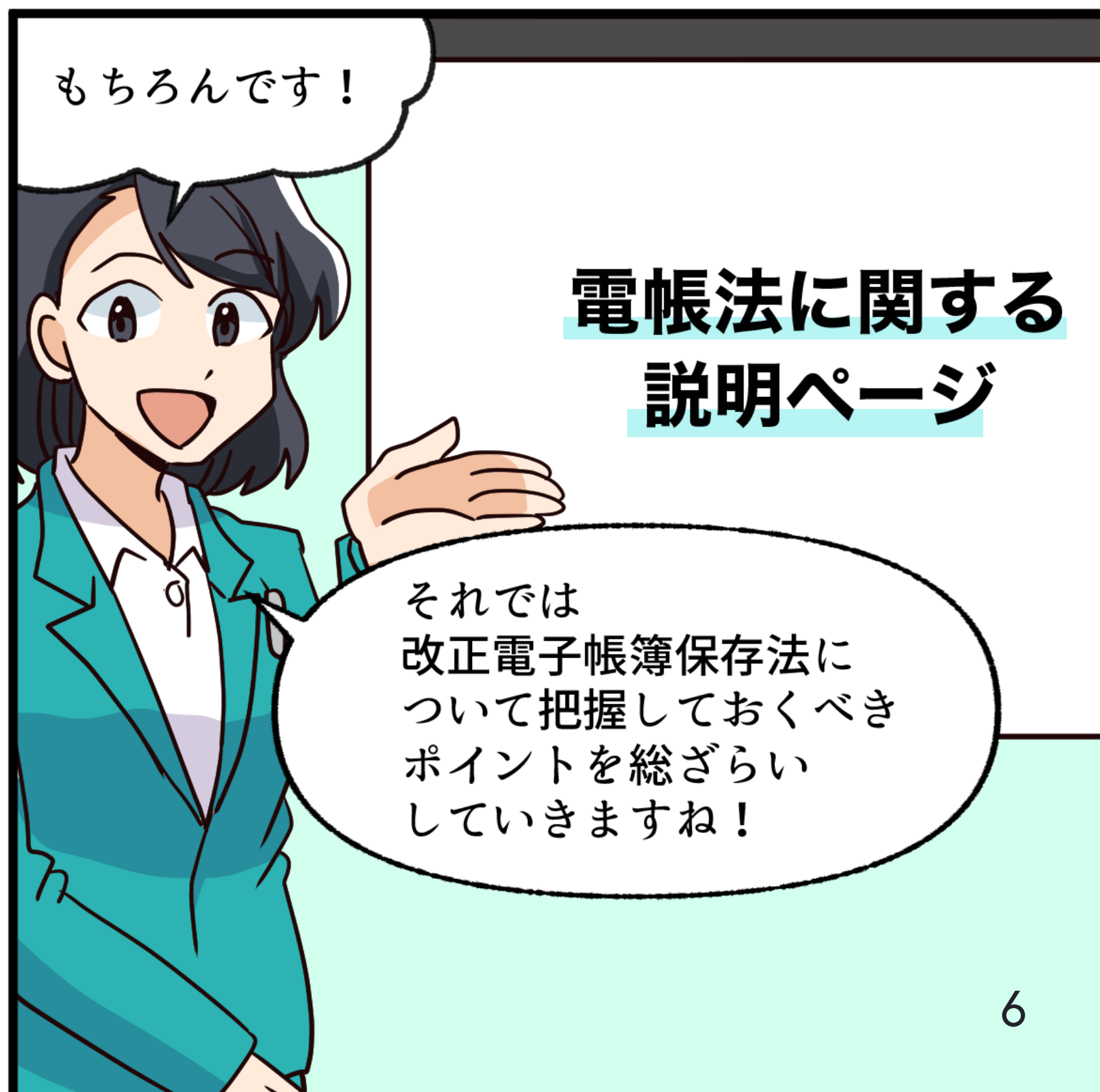


部長～
なんだか不安に
なってきました…

そうだな…

遠藤さん
恥ずかしながら現状
万全とは言えない
みたいだ…

改めて助言いただけ
ないだろうか？



もちろんです！

電帳法に関する 説明ページ

それでは
改正電子帳簿保存法に
ついて把握しておくべき
ポイントを総ざらい
していきますね！

税務調査に向けて保存要件や対象の帳簿書類をおさらい!



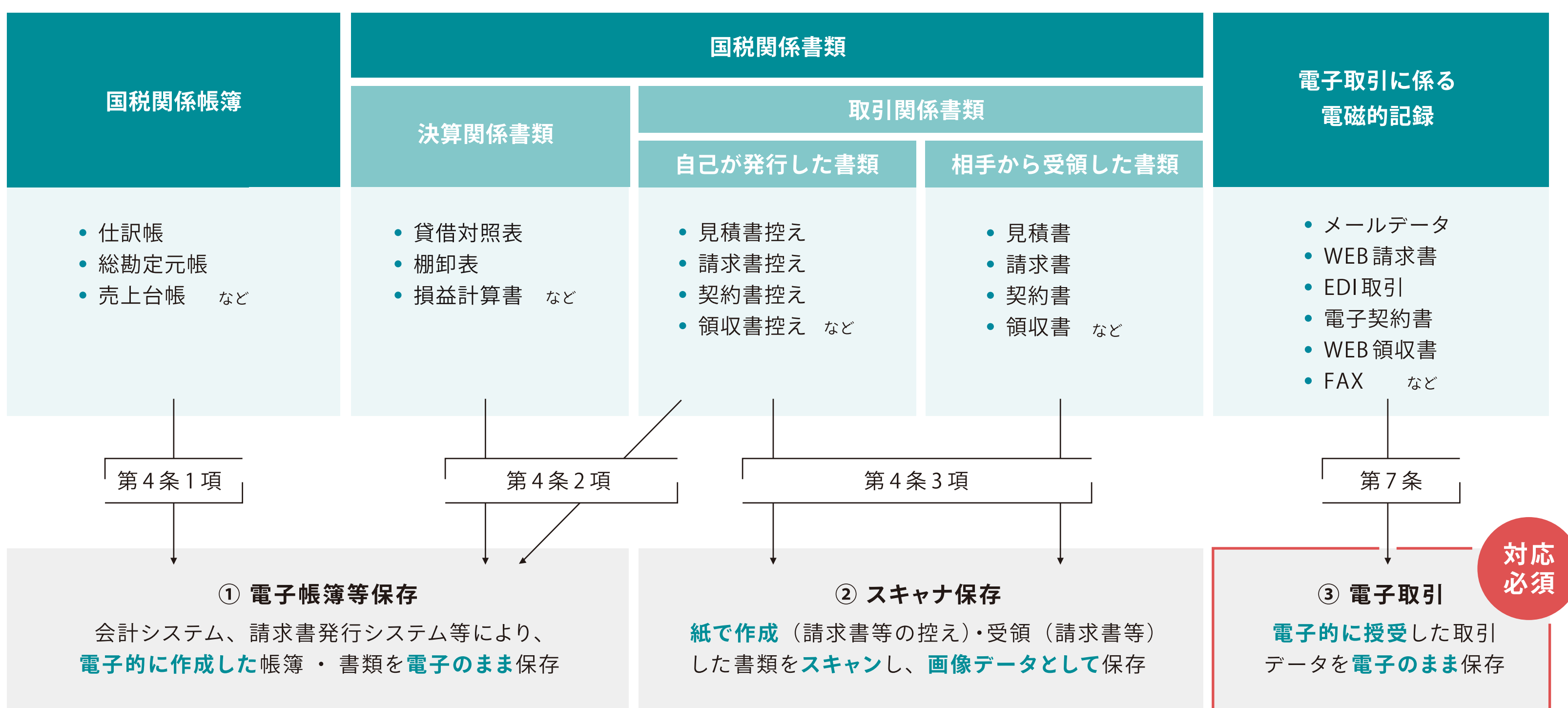
税務調査で想定される審査を理解しておく

今後、電子帳簿保存法（以下、電帳法）の審査は、税務調査の際にデータの保存状況等の確認と併せて行われると予想されます。税務調査の主目的は、法人税や消費税などの申告が正しいかの確認であって、帳簿や書類をデータで保存する要件そのものではありません。調査開始前には必要な帳簿書類やデータの保存状況について、調査中には仕訳情報など個々のデータについて主に確認が行われます。

しかし、調査官が課税標準や税額の計算に誤りがないかを確認できない場合は注意が必要です。例えば、データの提示を拒否したり、意図的に改ざんしたりすることは、特に調査への支障が大きい行為です。また、必要なデータを検索しても結果が表示されず確認が行えない場合などは、課税処分の検討と併せて電帳法に関する詳細な審査が行われる可能性があります。

そのため、税務調査がスムーズに行われるためには、国税関係帳簿や国税関係書類、電子取引等の種類に応じて異なる保存要件が正しく満たされていることが重要です。保存要件については、電帳法第4条1項2項で「電子帳簿保存」、第4条3項で「スキャナ保存」、第7条で「電子取引」が定められています。

電帳法の対象となる帳簿書類一覧



国税関係書類を種別毎に再度確認・整理しておく

前述の通り、税務調査では所得税法や法人税法で保存するよう定められた「国税関係書類」を、調査前に必要なものを揃えておき、調査中や調査後に確認照合できる必要があります。そのなかでも「取引関係書類」は最も種類や量が多く、重要性が高いと言えます。取引関係書類は資金や物の流れに直結・連動するかどうかで「重要書類」「一般書類」に区別できます。

また、スキャナ保存を行う際は、重要書類と一般書類で保存要件が異なっているため注意が必要です。漫画本編のように、税務調査でも優先度の高い重要書類から対応を進めた方は、改めて書類種別毎にファイリングやアップロードができていないかを確認し、調査官の確認の求めにスムーズに応じられ体制を整備しておくのがおすすめです。



主な重要書類

- 契約書、契約の申込書
- 領収書
- 請求書
- 手形又は小切手
- 納品書
- 帳簿代用書類
- その他上記書類の控え
- 本人確認書類 など

主な一般書類

- 保険契約申込書、電話加入契約申込書、クレジットカード発行申込書のように別途定形的な約款があらかじめ定められている契約申込書
- 口座振替依頼書
- 棚卸資産を購入した者が作成する検収書、商品受取書
- 注文書、見積書及びそれらの写し
- 自己が作成した納品書の写し など

まだ自社の対応が終わっていない場合はどうすれば良い？



「宥恕措置」と「猶予措置」の違いを知っておく

電子取引によって取引情報のやり取りを行った場合、その取引データを電子帳簿保存法（以下、電帳法）の保存要件を満たして保存する事が義務化されました。但し、令和5年12月31日までは、条件付きで取引データではなく出力した書面で保存する事を認める「宥恕措置」が設けられていました。令和5年度税制改正大綱では、電子取引の電子保存に関する「猶予措置」が新たに設けられ、それに伴い「宥恕措置」は令和5年12月31日をもって終了となりました。この2つの経過措置は適用を受けるための条件に違いがあるため、各担当者がその違いを正しく把握できていないと本編のような事態に繋がってしまいます。

	宥恕措置	猶予措置
適用時期	令和4年1月1日～令和5年12月31日	令和6年1月1日～
適用要件	以下要件をいずれも満たしている場合 • 所轄税務署長が電子取引情報の電子保存が要件を満たしていないことにつきやむを得ない事情があると認める • 納税者が出力書面の提示・提出に応じられるようにしている	以下要件をいずれも満たしている場合 • 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める • 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている

ダウンロード等の求めに応じる際の留意点

ダウンロード等の求めに応じる際には、**その要求の全部**に応じる必要があります。万一、その求めの一部にでも応じなかった場合は、**猶予措置の適用を受けるための要件を満たさなかったこと**にされ、各税法に基づく書類の保存が無かったことになってしまいます。



「相当の理由」について理解を深めておく

国税庁通達（原文）においては、以下のとおり記載されています。

“ 「相当の理由」とは、
事業者の実情に応じて判断するものであるが、
例えば、システム等や社内でのワークフローの整備が
間に合わない場合等がこれに該当する。

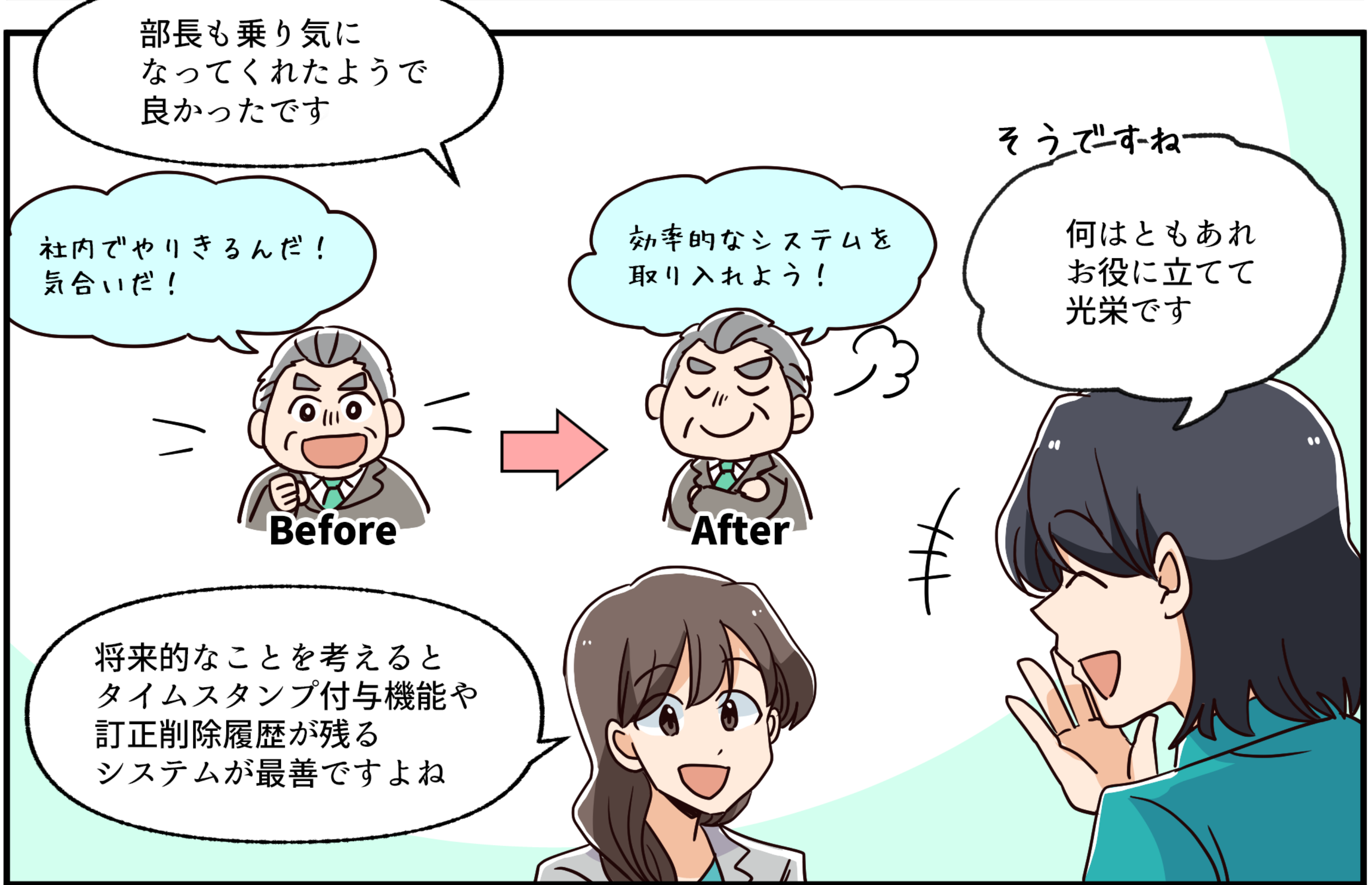
なお、この猶予措置は恒久的な措置ではないことに注意が必要です。「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」にもあるとおり、あくまでも「相当の理由」とされた事情が解消されるまでの措置であり、事情が解消された後に行う電子取引については、当然適用されません。

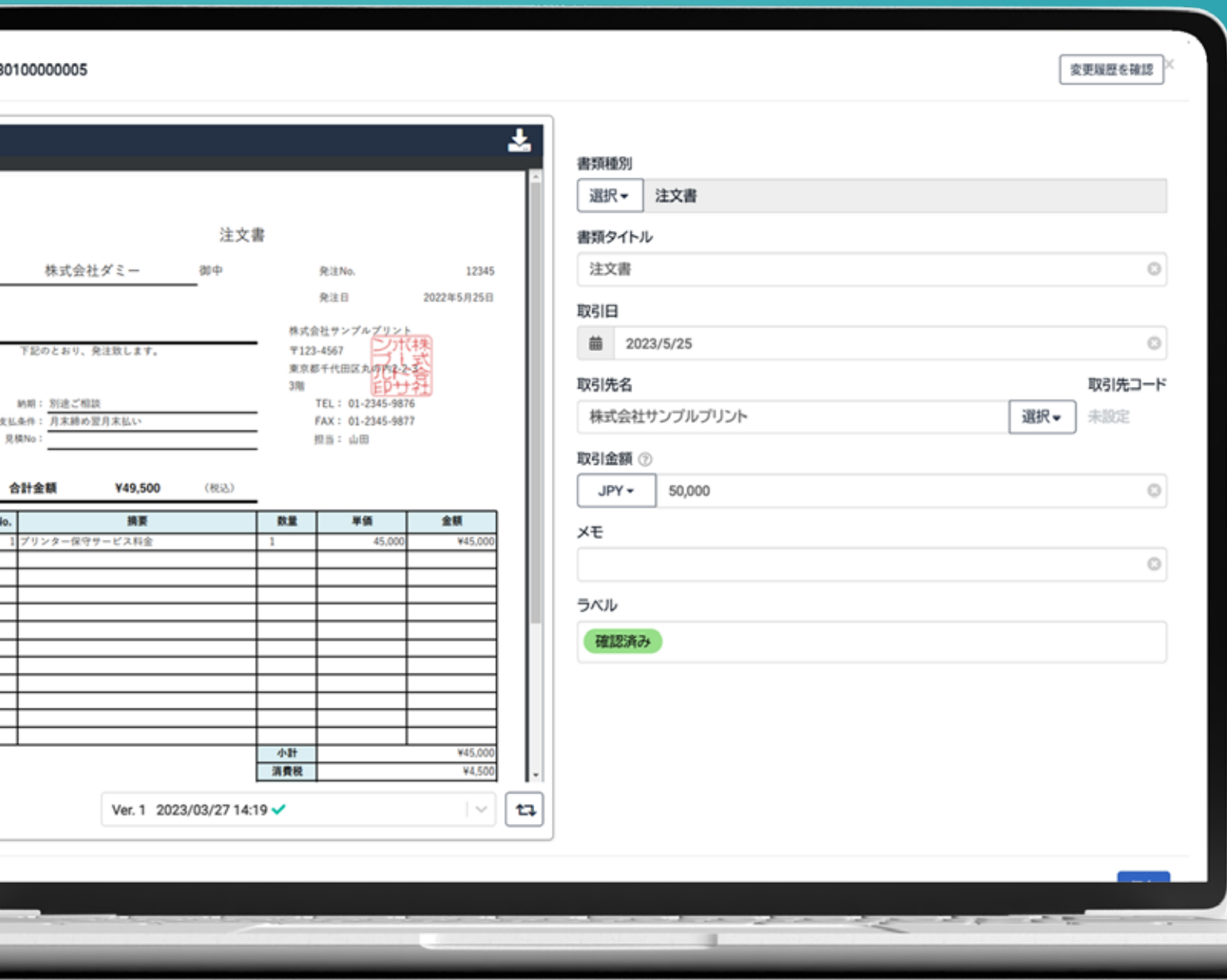
「相当の理由」があると認められるケース

- 保存要件に従って保存するためのシステムやワークフロー等の整備が間に合わない
- 資金繰りや人手不足等の理由で、要件に従って電子データの保存を行うことが困難

「相当の理由」があると認められないケース

- システム等の整備や資金繰り、人手不足等の理由ではなく、単に経営者の信条のみに基づいたり、特段の理由もなく電子データを保存していない





TOKIUM 電子帳簿保存とは

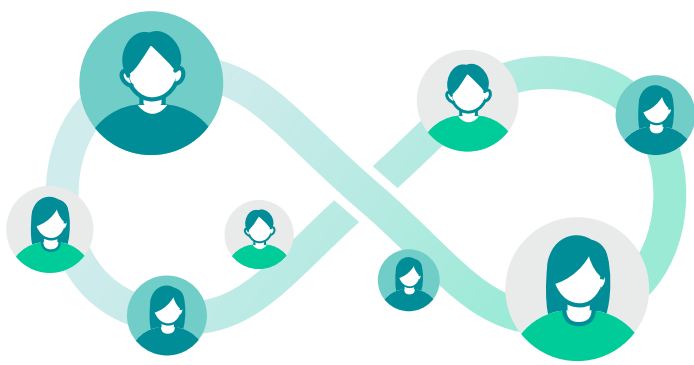
TOKIUM 電子帳簿保存は、あらゆる国税関係書類を電子帳簿保存法の要件を満たして保存するクラウド文書管理システムです。

特徴

- 国税関係書類の検索、閲覧、紐づけ
- タイムスタンプ自動付与、訂正削除履歴自動付与
- JIIMA 認証取得
- 適格請求書番号のデータ化・Web-APIによる自動照合

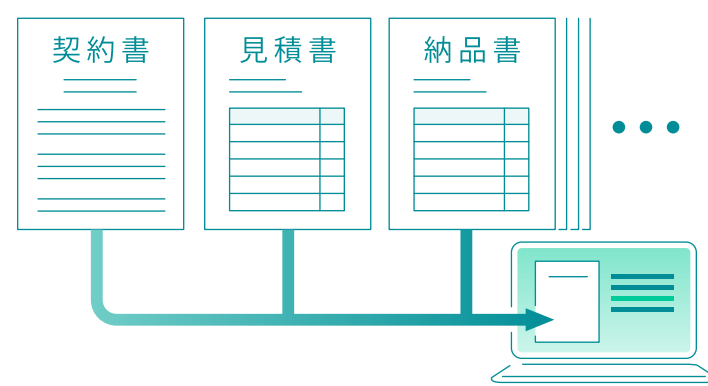
TOKIUM 電子帳簿保存が選ばれる5つの理由

01 アカウント数や容量は無制限に



アカウント数に上限はありません。またデータ容量も制限無く利用可能。コストを抑えながら電子帳簿保存法に対応することが可能です。

02 あらゆる国税関係書類を保存



契約書や見積書、納品書などあらゆる国税関係書類を電子帳簿保存法に準拠した形で保存可能です。JIIMA 認証を取得しており、タイムスタンプ機能も搭載。検索や閲覧もTOKIUM上で簡単にできます。

03 選べるデータ化プラン



正確性を重視する方向けの「オペレーター入力プラン」、入力の手間を削減しつつ費用を抑える「AI-OCRプラン」、価格重視の「セルフ入力プラン」の3プランを用意し、お客様にあった形でデータ化を実現します。

04 関連する書類を紐付けて管理

請求書・納品書・契約書などの関連する書類を紐づけることが可能。それぞれのファイルを検索する手間を削減し、国税関係書類をより簡単に管理できます。

※TOKIUMインボイスと併用した場合に利用可能です。

05 安心のセキュリティ体制

TOKIUMではISMS認証やPマークを取得※しており、万全の体制を整えています。また、データ入力を行うオペレーターとは個別に秘密保持契約を締結。




※情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の第三者認証基準である国内規格「JIS Q 27001:2014 (ISO/IEC 27001:2013)」の認証を取得済みです。(認証機関：SGS ジャパン株式会社) 認証登録番号：JP18/080504登録範囲：ソフトウェアの開発及び運用

より詳細な情報を知りたい方は、
以下で検索またはクリックしてください!



[トキウム電子帳簿保存](#) [検索](#)

会社概要

会社名	株式会社 TOKIUM
代表取締役	黒崎 賢一
設立日	2012年6月26日
従業員	228名(2023年6月時点、アルバイト・パートを含む)
資本金(準備金含)	1億円(累計調達額51億円)
所在地	東京本社 東京都中央区銀座6丁目18-2野村不動産銀座ビル12F 大阪支社 大阪府大阪市北区鶴野町4-11朝日プラザ梅田2F
取引金融機関等	三井住友銀行 日比谷支店 みずほ銀行 上野法人部 常陽銀行 新宿支店 有限責任監査法人トーマツ SKJ 総合税理士事務所
主要外部株主	ニッセイ・キャピタル ジャフコグループ インキュベイトファンド SMBC ベンチャーキャピタル JIC ベンチャー・グロース・インベストメンツ ほか
関連会社	BearTail X (ソニー関連グループ Felica Networks との合併会社)
提供サービス	 TOKIUM インボイス  TOKIUM 経費精算  TOKIUM 電子帳簿保存
資格	プライバシーマーク 登録番号第21000967(04)号 ISO/IEC 27001:2013 (JIS Q 27001:2014) 登録番号 JP18/080504



お問い合わせ

Tel

050-3628-2077 受付時間 平日 9:00 - 18:00

E-Mail

inside@tokium.jp

トキウム

検索

www.keihi.com

詳しい資料は
右のQRコードより
ご覧いただけます

